

## 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による木津川市の意見

- 1 交差点の一角という立地状況に留意し、各出入口付近の交通状況に配慮するとともに、敷地内の通行の安全確保のため、状況に応じて警備員を配置する等、適切な措置を講じること。
- 2 関西文化学術研究都市地域での店舗新設となるため、店舗の看板や外観、照明等は景観を損ねないものとし、周囲の街並みとの調和を図ること。
- 3 開業後、交通・防犯・環境・教育・風紀面への未然防止対策を講じられるとともに、問題点や要望に対して柔軟に対応できるよう渉外・相談窓口を設置すること。